

スーパーマーケット・トレードショー2019

東京商工会議所ブース 出展規程

東京商工会議所（以下「東商」という。）が出展する第53回スーパーマーケット・トレードショー2019（以下「展示会」という。）の東商ブースに都内企業・団体が出展する場合は、本規程の定めによるものとします。

1. 規程の遵守

出展者は、本規程及び展示会出展規約を遵守してはなりません。これらに違反した場合等「8. 違反行為」に定める内容を東商が確認した場合、東商は、その時期を問わず出展の申込の拒否、出展の取り消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。なお、その際の判断根拠などは公表いたしません。

2. 出展資格

- (1) 出展者は、東商が定める東商ブース出展趣旨に合致する中小企業者・団体とします。また、東商は、出展の審査を行い、出展者を決定する権利を持ちます。
- (2) 中小企業受発注機会の拡大を目的とした情報ポータルサイト「ビジネスチャンスナビ2020」への登録を既に完了していること又は9月上旬までに登録を完了することとします。
- (3) 展示会場で、現金の授受を伴う物品・サービスの提供（販売行為）を目的とした出展はお断りします。

3. 出展申込及び出展料の支払い

- (1) 出展申込書を東商が受け付けた時点で正式な申込といたします。申込書及び添付書類等は返却いたしませんので、提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保存してください。
- (2) 出展料を所定の期日までにお振込みください。お振込みがない場合には、東商は出展を取り消すことができます。

4. 出展辞退・取り消し

- (1) 出展決定した後の出展辞退は認めかねます。
- (2) 出展を決定した後でも、出展者が「8. 違反行為」に定める内容を東商が確認した場合、東商は出展を取り消すことができます。

5. 展示スペース

- (1) 展示スペースは、1 出展者につき 1 展示スペースとします。
- (2) 展示スペースは、東商が定める小間の形状に基づくものとします。小間配置については、出展者決定後に行う出展者説明会にて、抽選会を行い決定するものとします。
- (3) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。
- (4) 出展申込の取り消し等があった場合、東商は小間配置の全体のレイアウトを変更することがあります。その場合の異議申し立て、賠償責任を東商に問うことはできません。
- (5) 展示スペース内の作業は、東商の定めるスケジュール等に従ってください。

6. 書類等の提出

出展者は、東商から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、東商は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

7. 展示装飾

全体の構成及び基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、東商が行います。出展者はその結果に従うものとします。

8. 違反行為

出展に際して、以下の内容を違反行為とします。

- (1) 出展者が本規程及び展示会出展規約を遵守しなかった場合
- (2) 出展者が「10. 反社会的勢力の排除」に定める内容に該当することが判明した場合
- (3) 東商が確認等のため出展者へ電話やメール等明示された連絡手段により連絡を行ったにも拘わらず、出展者からの連絡が一切なく他に取りうる連絡手段がないと東商が判断した場合
- (4) その他、東商が不適切であると判断した場合

9. 留意事項

(1) 出展に関して

- ① 申込書に記載された中小企業者・団体が出展してください。
- ② 出展者は、出品物の説明、引き合い、商談などに対応するため、東商ブースの出展者の展示スペースに最低 1 名常駐していただきます。
- ③ 出展者は、展示会終了後に出品物を適正に処理するものとします。
- ④ 出展者は、派遣する者の氏名について、所定の期日までにお知らせいただきます。

⑤ 18歳未満の派遣及び入場はお断りします。

(2) 出品物

①出品物は、通常の飲食に供する食品及び飲料に限ります。

②申込書に記載された出品物が展示対象物です。変更がある場合は速やかに東商に連絡をしなければなりません。

③出品物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。

④出展者は、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も出品物等の管理に立ち会ってください。

(3) 東商ブース外での宣伝、営業行為等を行うことはできません。

(4) 出展者は、強い光、熱、臭気、又は大音響を放つ実演等他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。その判断は、東商が行い、その中止・変更を命じることができ、出展者はそれに従うものとします。

(5) 出展者は、展示会会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

(6) 出展者は、展示会会期中及び会期後に来場者・他の出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為等）があったと東商が判断した場合、東商は出展中止又は次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。この場合、東商は一切の責任を負いません。

(7) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して東商はその一切の責任を負いません。

(8) 会場内は撮影禁止ですが、出展者の展示スペースのみ撮影することができます。

(9) 試食・試飲・商談等に当たっては、食品表示や食品衛生等の関係法令等を遵守の上、対応をお願いします。

10. 反社会的勢力の排除

出展者は、当該出展者又は当該出展者の代理人若しくは媒介する者が、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと

(2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどしたこと

(3) 相手方に対して自身が反社会的勢力である旨を伝え、または自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどしたこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたこと

(5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害したこと、または妨害するおそれのある行為をしたこと

1 1. 損害責任

- (1) 東商が出展者に対して出展の取り消しや中止等を行った場合、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し、展示物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害について、東商は一切その責任を負いません。
- (2) 東商は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって展示会会場内で生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- (3) 出展者はその従業員・関係者等の不注意などによって生じた展示会会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。
- (4) 東商は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。
- (5) 東商は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

1 2. 出展申込書に記載の個人情報の取扱い

出展申込書に記載の個人情報は、展示会出展の運営及び各種案内に利用させていただきます。

1 3. 規格外事項

- (1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、東商はその対策を決定できるものとします。
- (2) (1) の場合、東商は出展者に通知するものとし、出展者は東商の決定した対策に従うものとします。
- (3) 上記規格外事項について発生した出展者及び関係者の損害について、東商はその一切の責任を負いません。